

厚生・産業常任委員会資料  
平成27年(2015年)12月14日  
健康医療福祉部医療保険課

# 国民健康保険改革について

<b>【医療保険制度改革】</b>	<b>P</b>
・ 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律の概要	1
<b>【市町村国保の課題・現状】</b>	
・ 市町村国保が抱える構造的な課題	2
・ 各保険者の比較	3
・ 国保財政の現状(平成27年度予算ベース)	4
・ 市町村国保の財政収支の状況(推移)	5
・ 一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入(都道府県別状況:平成25年度)	6
・ 都道府県別1人当たり医療費の格差の状況(平成25年度)	7
・ 国保保険料の都道府県内格差(平成25年度)	8
・ 都道府県内における1人当たり所得の格差(平成25年)	9
・ 市町村国保の都道府県別収納率(現年度分) *平成25年度	10
<b>【国保改革の概要・スケジュール】</b>	
・ 国民健康保険の改革による制度の安定化(公費拡充)	11
・ 国民健康保険の財政安定化基金(案)	12
・ 国民健康保険の改革による制度の安定化(運営の在り方の見直し)	13
・ 国保の財政運営、保険料の賦課・徴収の仕組み(イメージ)	14
・ 改革後の国保財政の仕組み(イメージ)	15
・ 国保運営方針について	16
・ 国保運営協議会について	17
・ 新制度の施行に向けた主な流れ(イメージ)	18
・ 国保改革に係る平成27年度の主な進め方(国の取組)	19

# 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要 (平成27年5月27日成立)

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。

## 1. 国民健康保険の安定化

- 国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化 (27年度から約1700億円、29年度以降は毎年約3400億円)
- 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

## 2. 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

- 被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面総報酬割を実施  
(現行:1/3総報酬割→27年度:1/2総報酬割→28年度:2/3総報酬割→29年度:全面総報酬割)

## 3. 負担の公平化等

- ①入院時の食事代について、在宅療養との公平等の観点から、調理費が含まれるよう段階的に引上げ  
(現行:1食260円→28年度:1食360円→30年度:1食460円。低所得者、難病・小児慢性特定疾病患者の負担は引き上げない)
- ②特定機能病院等は、医療機関の機能分担のため、必要に応じて患者に病状に応じた適切な医療機関を紹介する等の措置を講ずることとする (紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入)
- ③健康保険の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限額を引き上げ (121万円から139万円に)

## 4. その他

- ①協会けんぽの国庫補助率を「当分の間16.4%」と定めるとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる
- ②被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直し  
(被保険者の所得水準の低い組合に影響が生じないように、調整補助金を増額)
- ③医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進
  - ・都道府県が地域医療構想と統合的な目標(医療費の水準、医療の効率的な提供の推進)を計画の中に設定
  - ・保険者が行う保健事業に、予防・健康づくりに関する被保険者の自助努力への支援を追加
- ④患者申出療養を創設 (患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組み)

【施行期日】 平成30年4月1日 (4①は公布の日(平成27年5月29日)、2は公布の日及び平成29年4月1日、3及び4②~④は平成28年4月1日)

# 市町村国保が抱える構造的な課題

## 1. 年齢構成

### ① 年齢構成が高く、医療費水準が高い

- ・ 65～74歳の割合: 国保(32.5%)、健保組合(2.6%)
- ・ 一人あたり医療費: 国保(31.6万円)、健保組合(14.4万円)

## 2. 財政基盤

### ② 所得水準が低い

- ・ 加入者一人当たり平均所得: 国保(83万円)、健保組合(200万円(推計))
- ・ 無所得世帯割合: 23.3%

### ③ 保険料負担が重い

- ・ 加入者一人当たり保険料/加入者一人当たり所得  
市町村国保(9.9%)、健保組合(5.3%) ※健保は本人負担分のみの推計値

### ④ 保険料(税)の収納率低下

- ・ 収納率: 平成11年度 91.38% → 平成25年度 90.42%
- ・ 最高収納率: 94.95%(島根県) ・最低収納率: 86.20%(東京都)

### ⑤ 一般会計繰入・繰上充用

- ・ 市町村による法定外繰入額: 約3,900億円 うち決算補てん等の目的: 約3,500億円、繰上充用額: 約1,000億円(平成25年度)
- ※ 繰上充用…一般会計年度経過後に至って歳入が歳出に不足するときは翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てること。

## 3. 財政の安定性 ・市町村格差

### ⑥ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在

- ・ 1716保険者中3000人未満の小規模保険者 458 (全体の1/4)

### ⑦ 市町村間の格差

- ・ 一人当たり医療費の都道府県内格差 最大: 3.3倍(東京都) 最小: 1.2倍(栃木県)
- ・ 一人当たり所得の都道府県内格差 最大: 14.6倍(北海道) 最小: 1.3倍(福井県)
- ・ 一人当たり保険料の都道府県内格差 最大: 3.0倍(長野県)※ 最小: 1.4倍(富山県)
- ※ 東日本大震災による保険料(税)減免の影響が大きい福島県を除く。

## 各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (平成25年3月末)	1,717	1	1,431	85	47
加入者数 (平成25年3月末)	3,466万人 (2,025万世帯)	3,510万人 被保険者1,987万人 被扶養者1,523万人	2,935万人 被保険者1,554万人 被扶養者1,382万人	900万人 被保険者450万人 被扶養者450万人	1,517万人
加入者平均年齢 (平成24年度)	50.4歳	36.4歳	34.3歳	33.3歳	82.0歳
65～74歳の割合 (平成24年度)	32.5%	5.0%	2.6%	1.4%	2.6% (※2)
加入者一人当たり医療費 (平成24年度)	31.6万円	16.1万円	14.4万円	14.8万円	91.9万円
加入者一人当たり 平均所得 (※3) (平成24年度)	83万円 一世帯当たり 142万円	137万円 一世帯当たり (※4) 242万円	200万円 一世帯当たり (※4) 376万円	230万円 一世帯当たり (※4) 460万円	80万円
加入者一人当たり 平均保険料 (平成24年度) (※5) 〈事業主負担込〉	8.3万円 一世帯当たり 14.2万円	10.5万円 <20.9万円> 被保険者一人当たり 18.4万円 <36.8万円>	10.6万円 <23.4万円> 被保険者一人当たり 19.9万円 <43.9万円>	12.6万円 <25.3万円> 被保険者一人当たり 25.3万円 <50.6万円>	6.7万円
保険料負担率 (※6)	9.9%	7.6%	5.3%	5.5%	8.4%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への 補助 (※8)	なし	給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額 (※7) (平成27年度予算ベース)	4兆3,814億円 (国3兆1382億)	1兆1,692億円 (全額国費)	308億円 (全額国費)		7兆5,347億円 (国4兆8450億円)

(※1) 組合健保の加入者一人当たり平均保険料及び保険料負担率については速報値である。

(※2) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合である。

(※3) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたものを年度平均加入者数で除したもの。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)

協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。

(※4) 被保険者一人当たりの金額を表す。

(※5) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※6) 保険料負担率は、加入者一人当たり平均保険料を加入者一人当たり平均所得で除した額。

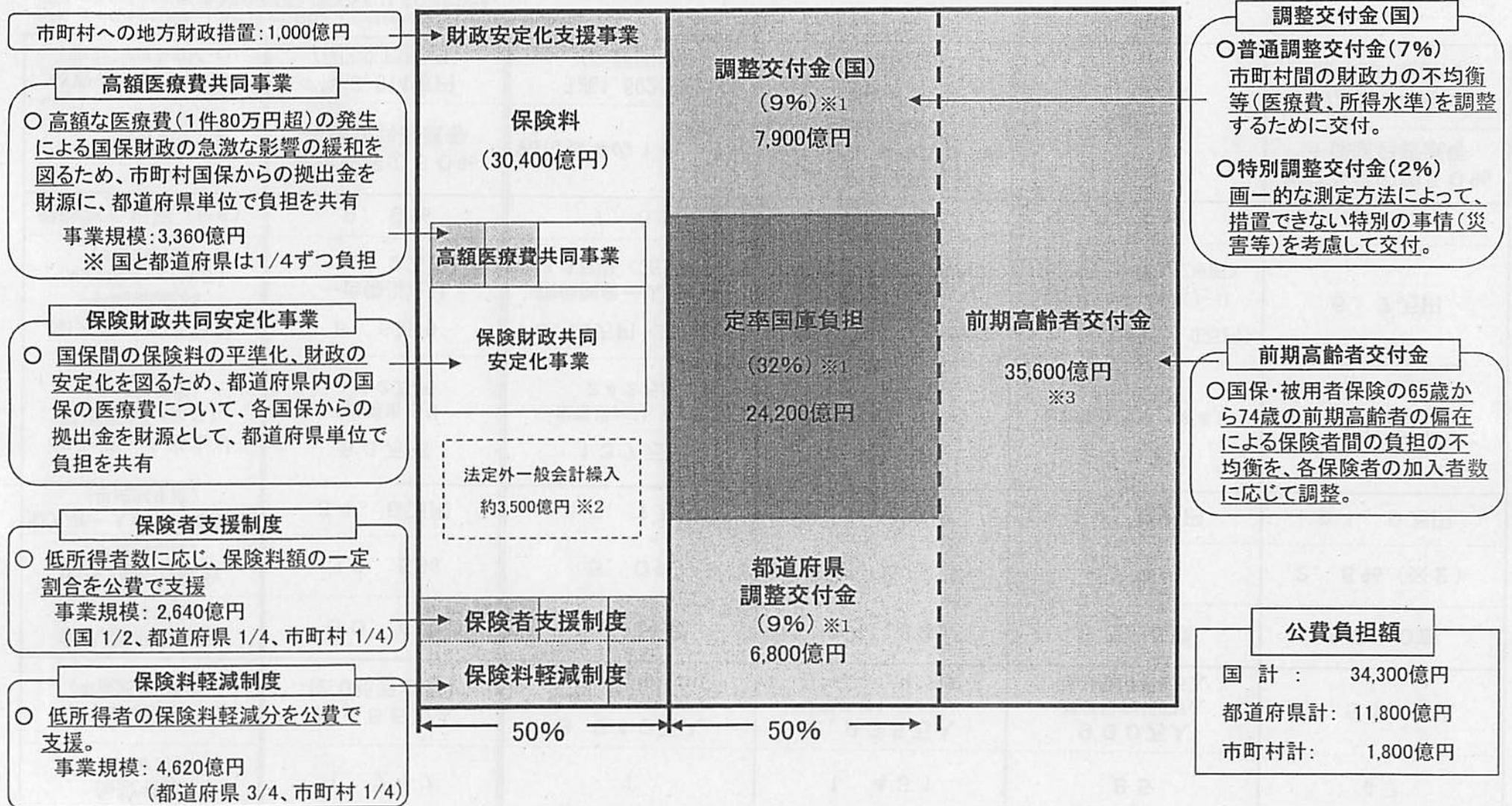
(※7) 介護納付金及び特定健診・特定保健指導、保険料軽減分等に対する負担金・補助金は含まれていない。

(※8) 共済組合も補助対象となるが、平成23年度以降実績なし。

# 国保財政の現状

(平成27年度予算ベース)

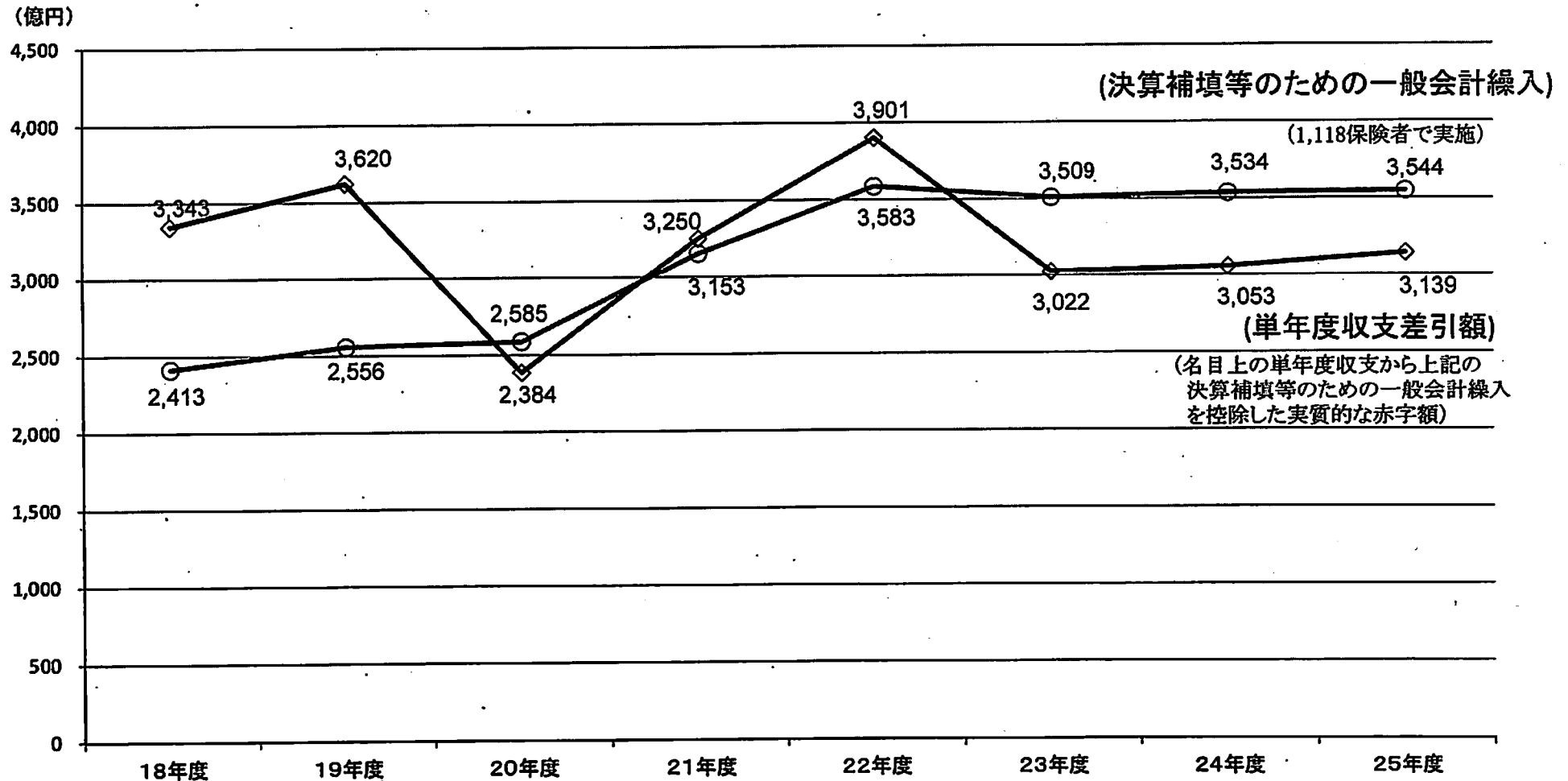
医療給付費等総額： 約115,000億円



※1 それぞれ保険給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある  
 ※2 平成25年度決算(速報値)における決算補填等の目的の一般会計繰入の額  
 ※3 退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる

## 市町村国保の財政収支の状況（推移）

○単年度の収支は恒常的に赤字であり、決算補填等のための一般会計繰入も行われている。



(出所) 国民健康保険事業年報、国民健康保険事業実施状況報告書

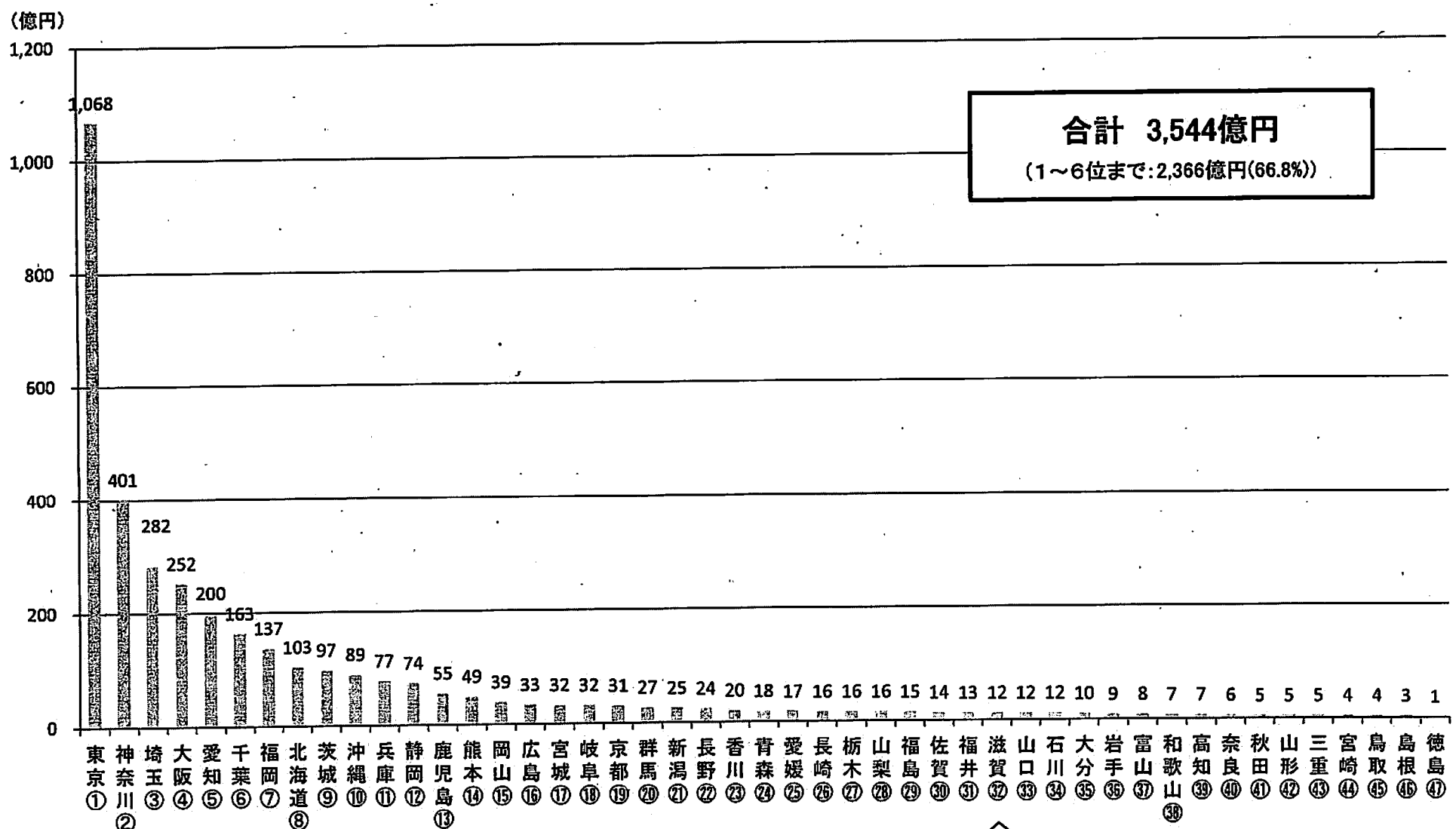
(注1) 「決算補てん等のための一般会計繰入金」とは、「一般会計繰入金（法定外）」のうち決算補てん等を目的とした額。平成21年度から東京都の特別区財政調整交付金のうち決算補てん目的のものを含む。

(注2) 単年度収支差引額は実質的な単年度収支差引額であり各年度いずれも赤字額。

(注3) 平成25年度は速報値である。

# 一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入（都道府県別状況：平成25年度）

- 法定外繰入を都道府県別に見ると、全体(3,544億円)の約3割(1,068億円)を東京都が占めている。
- 繰入金額が多く大都市を抱えている1位～6位までの都道府県における繰入金額は約2,400億円であり、全体の約7割を占めている。



【出所】国民健康保険事業の実施状況報告  
 (注1) 東京都の決算補填等目的の繰入金のうち約6割(約680億円)が特別区の繰入金である。





# 都道府県別1人当たり医療費の格差の状況（平成25年度）

	保険者別1人当たり医療費			都道府県別1人当たり医療費				保険者別1人当たり医療費			都道府県別1人当たり医療費				
	最大	最小	格差	1人当たり医療費	順位			最大	最小	格差	1人当たり医療費	順位			
北海道	初山別村	526,295	羅臼町	224,090	2.3倍	364,012	13	滋賀県	多賀町	376,065	愛荘町	290,033	1.3倍	323,927	33
青森県	外ヶ浜町	352,882	六ヶ所村	253,378	1.4倍	304,844	39	京都府	南山城村	396,246	京丹後市	310,614	1.3倍	337,826	24
岩手県	大槌町	412,970	軽米町	267,929	1.5倍	334,643	25	大阪府	碑町	413,412	泉南市	287,235	1.4倍	338,021	23
宮城県	七ヶ宿町	370,371	大衡村	253,703	1.5倍	324,271	32	兵庫県	赤穂市	396,107	豊岡市	311,911	1.3倍	340,536	21
秋田県	男鹿市	416,513	大潟村	260,065	1.6倍	354,830	15	奈良県	上北山村	461,660	下北山村	261,459	1.8倍	324,419	31
山形県	山辺町	378,224	最上地区広域連合	278,497	1.4倍	332,347	26	和歌山県	紀美野町	394,570	みなべ町	250,148	1.6倍	326,800	29
福島県	楢葉町	445,443	西郷村	269,445	1.7倍	321,798	34	鳥取県	南部町	421,001	鳥取市	323,262	1.3倍	346,834	20
茨城県	北茨城市	353,393	銚田市	241,801	1.5倍	281,266	46	島根県	川本町	467,893	知夫村	335,220	1.4倍	396,128	2
栃木県	壬生町	316,630	益子町	267,701	1.2倍	293,796	43	岡山県	新見市	456,187	総社市	361,545	1.3倍	375,435	10
群馬県	神流町	431,508	昭和村	229,099	1.9倍	298,314	41	広島県	大崎上島町	478,957	福山市	347,216	1.4倍	381,454	8
埼玉県	東秩父村	342,243	戸田市	269,157	1.3倍	296,689	42	山口県	美祿市	482,882	下松市	346,791	1.4倍	397,230	1
千葉県	長柄町	352,006	旭市	242,101	1.5倍	292,674	44	徳島県	神山町	453,783	松茂町	323,823	1.4倍	374,484	11
東京都	利島村	555,744	小笠原村	170,706	3.3倍	292,132	45	香川県	直島町	456,819	宇多津町	329,265	1.4倍	391,387	3
神奈川県	山北町	360,667	大井町	277,786	1.3倍	306,556	38	愛媛県	久万高原町	445,396	宇和島市	311,559	1.4倍	352,613	16
新潟県	粟島浦村	444,296	南魚沼市	269,027	1.7倍	331,947	27	高知県	北川村	508,629	大川村	283,153	1.8倍	376,156	9
富山県	魚津市	393,305	砺波市	323,305	1.2倍	350,125	18	福岡県	豊前市	431,738	那珂川町	305,425	1.4倍	349,357	19
石川県	宝達志水町	432,293	野々市市	333,381	1.3倍	367,665	12	佐賀県	みやき町	469,820	玄海町	326,243	1.4倍	384,422	5
福井県	美浜町	422,632	高浜町	302,497	1.4倍	350,392	17	長崎県	長崎市	431,351	小値賀町	318,489	1.4倍	383,975	6
山梨県	丹波山村	456,721	忍野村	266,222	1.7倍	309,004	37	熊本県	水俣市	523,049	鹿山村	295,089	1.8倍	354,999	14
長野県	筑北村	415,635	南牧村	180,855	2.3倍	314,404	35	大分県	津久見市	455,220	姫島村	305,426	1.5倍	386,609	4
岐阜県	関ヶ原町	359,479	坂祝町	267,627	1.3倍	324,713	30	静岡県	美郷町	431,024	都農町	291,014	1.5倍	339,803	22
静岡県	西伊豆町	354,284	清水町	271,271	1.3倍	310,209	36	鹿児島県	南さつま市	473,269	与論町	231,528	2.0倍	381,547	7
愛知県	豊根村	371,182	田原市	233,956	1.6倍	299,309	40	沖縄県	大宜味村	368,672	座間味村	176,281	2.1倍	276,918	47
三重県	紀北町	398,423	度会町	284,020	1.4倍	331,810	28								

(※) 3~2月診療ベースである。  
(出所) 国民健康保険事業年報

1人当たり医療費 全国平均 324,543円

# 国保保険料の都道府県内格差（平成25年度）

	保険者別1人当たり保険料(税)調定額			都道府県別1人当たり 保険料(税)調定額	順位		保険者別1人当たり保険料(税)調定額			都道府県別1人当たり 保険料(税)調定額	順位				
	最大	最小	格差				最大	最小	格差						
北海道	猿払村	149,539	三笠市	57,973	2.6倍	84,647	23	滋賀県	栗東市	105,289	甲良町	65,854	1.6倍	87,687	17
青森県	中泊町	102,475	深浦町	65,597	1.6倍	82,740	27	京都府	精華町	96,444	伊根町	49,329	2.0倍	80,915	32
岩手県	奥州市	89,271	岩泉町	55,263	1.6倍	75,571	43	大阪府	箕面市	100,584	田尻町	68,994	1.5倍	81,771	31
宮城県	色麻町	107,304	七ヶ宿町	55,109	1.9倍	88,757	12	兵庫県	芦屋市	99,738	養父市	60,663	1.6倍	82,429	29
秋田県	大潟村	135,619	小坂町	51,914	2.6倍	77,003	40	奈良県	生駒市	102,137	下北山村	45,313	2.3倍	83,119	25
山形県	川西町	107,984	西川町	64,905	1.7倍	91,125	6	和歌山県	上富田町	100,657	古座川町	46,954	2.1倍	80,609	34
福島県	浅川町	97,917	0	-	75,047	44	鳥取県	若桜町	87,142	智頭町	42,534	2.0倍	80,306	35	
茨城県	境町	104,426	常陸大宮市	71,412	1.5倍	85,121	22	島根県	松江市	95,808	津和野町	64,765	1.5倍	86,273	21
栃木県	上三川町	126,734	茂木町	75,196	1.7倍	92,770	2	岡山県	早島町	99,660	久米南町	65,980	1.5倍	82,684	28
群馬県	榛東村	111,893	上野村	60,997	1.8倍	88,131	14	広島県	安芸高田市	92,385	神石高原町	55,030	1.7倍	88,059	15
埼玉県	川島町	99,056	小鹿野町	55,128	1.8倍	84,147	24	山口県	周南市	100,275	上関町	58,346	1.7倍	91,359	5
千葉県	富津市	104,818	成田市	70,698	1.5倍	87,577	18	徳島県	石井町	101,491	つるぎ町	57,354	1.8倍	82,350	30
東京都	千代田区	126,531	三宅村	42,231	3.0倍	87,769	16	香川県	多度津町	95,958	小豆島町	64,872	1.5倍	86,871	20
神奈川県	湯河原町	118,550	座間市	76,301	1.6倍	94,427	1	愛媛県	東温市	88,784	愛南町	54,693	1.6倍	77,457	38
新潟県	粟島浦村	95,870	糸魚川市	56,990	1.7倍	82,789	26	高知県	馬路村	87,140	仁淀川町	44,647	2.0倍	76,416	42
富山県	南砺市	102,544	氷見市	74,375	1.4倍	89,233	11	福岡県	大木町	93,165	添田町	51,751	1.8倍	76,612	41
石川県	加賀市	105,265	珠洲市	74,280	1.4倍	91,371	4	佐賀県	白石町	107,397	有田町	67,124	1.6倍	89,838	9
福井県	あわら市	95,541	池田町	58,572	1.6倍	86,952	19	長崎県	大村市	82,549	小値賀町	57,915	1.4倍	73,733	45
山梨県	富士河口湖町	108,815	小菅村	57,939	1.9倍	90,379	8	熊本県	あさぎり町	97,495	津奈木町	55,932	1.7倍	80,704	33
長野県	山形村	102,797	大鹿村	34,031	3.0倍	77,280	39	大分県	竹田市	92,785	姫島村	48,490	1.9倍	80,237	36
岐阜県	岐南町	109,547	飛騨市	68,916	1.6倍	90,602	7	宮崎県	新富町	94,857	椎葉村	57,094	1.7倍	78,409	37
静岡県	御前崎市	104,850	川根本町	60,995	1.7倍	92,287	3	鹿児島県	南九州市	84,898	伊仙町	33,728	2.5倍	70,611	46
愛知県	田原市	107,919	豊根村	62,435	1.7倍	89,251	10	沖縄県	北大東村	69,445	粟国村	28,969	2.4倍	54,750	47
三重県	木曾岬町	104,213	大紀町	58,152	1.8倍	88,461	13								

(注1) 保険料(税)調定額には介護納付金分を含んでいない。  
 (注2) 被保険者数は3~2月の年度平均を用いて計算している。  
 (注3) 東日本大震災により保険料(税)が减免されたため、1人当たり保険料調定額が小さくなっている保険者がある。福島県を除くと東京都の格差が最大となる。

(※)平成25年度 国民健康保険事業年報を基に作成

1人当たり保険料(税)全国平均 84,815円

## 都道府県内における1人当たり所得の格差（平成25年）

	平均所得 (万円)	最高		最低		格差
			(万円)		(万円)	
北海道	58.3	猿払村	435.1	三笠市	29.7	14.6
青森	47.6	六ヶ所村	70.9	今別町	34.0	2.1
岩手	52.4	野田村	72.9	西和賀町	43.7	1.7
宮城	60.7	南三陸町	86.2	白石市	47.3	1.8
秋田	44.7	大潟村	200.4	大館市	34.3	5.8
山形	54.3	三川町	72.5	小国町	37.9	1.9
福島	59.8	飯舘村	102.0	柳津町	42.9	2.4
茨城	65.3	守谷市	86.7	高萩市	48.5	1.8
栃木	70.1	高根沢町	102.3	茂木町	46.4	2.2
群馬	61.1	嬬恋村	119.8	上野村	39.0	3.1
埼玉	75.6	和光市	106.0	神川町	50.9	2.1
千葉	76.2	浦安市	110.5	いすみ市	55.3	2.0
東京	101.4	千代田区	251.4	奥多摩町	58.6	4.3
神奈川	89.0	鎌倉市	115.3	横須賀市	67.7	1.7
新潟	56.0	津南町	63.5	阿賀町	37.9	1.7
富山	60.8	黒部市	68.1	上市町	51.6	1.3
石川	60.4	川北町	76.2	穴水町	42.7	1.8
福井	59.6	池田町	64.1	おおい町	50.0	1.3
山梨	61.2	小菅村	91.5	早川町	43.4	2.1
長野	61.4	軽井沢町	298.2	売木村	30.0	9.9
岐阜	66.8	白川村	95.5	関ヶ原町	53.8	1.8
静岡	80.1	浜松市	110.3	西伊豆町	49.1	2.2
愛知	85.1	長久手市	129.3	豊根村	55.0	2.4
三重	63.6	木曽岬町	85.0	御浜町	45.5	1.9

	平均所得 (万円)	最高		最低		格差
			(万円)		(万円)	
滋賀	62.5	栗東市	86.2	豊郷町	43.5	2.0
京都	55.3	長岡京市	77.1	井手町	40.8	1.9
大阪	56.1	吹田市	83.2	泉南市	40.0	2.1
兵庫	60.1	芦屋市	128.1	新温泉町	45.7	2.8
奈良	56.9	生駒市	78.6	御所市	38.6	2.0
和歌山	47.9	みなべ町	59.9	湯浅町	36.1	1.7
鳥取	47.7	北栄町	63.8	日野町	35.6	1.8
島根	56.8	奥出雲町	99.4	美郷町	38.5	2.6
岡山	53.7	真庭市	66.8	美咲町	35.8	1.9
広島	61.2	府中町	71.2	神石高原町	46.4	1.5
山口	52.0	和木町	64.5	上関町	36.1	1.8
徳島	44.8	鳴門市	59.8	つるぎ町	26.4	2.3
香川	55.2	直島町	80.0	東かがわ市	43.7	1.8
愛媛	44.4	八幡浜市	55.4	松野町	26.8	2.1
高知	45.6	馬路村	60.1	大豊町	30.1	2.0
福岡	51.6	新宮町	68.8	川崎町	24.4	2.8
佐賀	53.9	佐賀市	60.0	大町町	36.3	1.7
長崎	44.8	長与町	56.4	波佐見町	38.3	1.5
熊本	50.3	嘉島町	62.4	津奈木町	27.6	2.3
大分	43.1	竹田市	48.4	姫島村	30.9	1.6
宮崎	44.2	新富町	52.3	日之影町	29.9	1.8
鹿児島	41.0	東串良町	55.1	伊仙町	14.5	3.8
沖縄	40.5	嘉手納町	69.7	多良間村	11.5	6.1

1人当たり所得 全国平均 67.6万円

(注1) 厚生労働省保険局「平成26年度国民健康保険実態調査」速報(保険者票)における平成25年所得である。

(注2) ここでいう「所得」とは、旧ただし書所得(総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額から基礎控除を除いた金額)である。

# 市町村国保の都道府県別収納率（現年度分）

○平成25年度の収納率を都道府県別に見ると、鳥根県(94.95%)が最も高く、東京都(86.20%)が最も低い。

○平成25年度においては、46都道府県の収納率が上昇した。

	平成24年度		平成25年度		対前年度増減	
	率	順位	率	順位	率	順位
1 北海道	91.33	22	91.94	22	0.61	14
2 青森県	88.69	42	88.84	42	0.15	44
3 岩手県	92.03	15	92.34	17	0.31	34
4 宮城県	89.87	39	90.19	40	0.32	31
5 秋田県	91.46	21	91.72	25	0.26	40
6 山形県	92.47	10	92.71	12	0.24	41
7 福島県	90.39	34	90.38	38	▲0.01	47
8 茨城県	88.73	41	89.44	41	0.71	6
9 栃木県	87.88	44	88.38	46	0.50	24
10 群馬県	90.20	35	90.78	35	0.58	17
11 埼玉県	88.16	43	88.84	43	0.67	7
12 千葉県	87.79	45	88.45	44	0.67	8
13 東京都	85.63	47	86.20	47	0.57	18
14 神奈川県	89.47	40	90.65	36	1.18	1
15 新潟県	93.03	6	93.32	8	0.30	37
16 富山県	94.09	2	94.49	2	0.40	29
17 石川県	91.29	23	92.04	19	0.75	4
18 福井県	91.28	24	91.93	23	0.64	11
19 山梨県	89.89	38	91.00	32	1.11	2
20 長野県	93.27	3	93.69	5	0.42	27
21 岐阜県	92.10	13	92.39	16	0.29	36
22 静岡県	90.02	37	90.65	37	0.63	13
23 愛知県	92.30	12	92.96	9	0.66	9
24 三重県	90.71	30	91.01	31	0.30	37
25 滋賀県	93.00	7	93.73	4	0.74	5

	平成24年度		平成25年度		対前年度増減	
	率	順位	率	順位	率	順位
26 京都府	93.05	5	93.52	6	0.47	21
27 大阪府	87.76	46	88.41	45	0.65	20
28 兵庫県	91.05	26	91.55	26	0.50	25
29 奈良県	92.05	14	92.55	14	0.50	11
30 和歌山県	91.67	20	91.97	20	0.30	37
31 鳥取県	91.25	25	91.81	24	0.56	3
32 鳥根県	94.76	1	94.95	1	0.19	35
33 岡山県	90.50	32	91.01	30	0.51	26
34 広島県	90.12	36	90.21	39	0.09	46
35 山口県	91.69	19	91.95	21	0.26	40
36 徳島県	90.80	29	91.21	29	0.41	24
37 香川県	91.93	18	92.11	18	0.18	43
38 愛媛県	92.81	8	92.91	10	0.10	45
39 高知県	91.97	16	92.51	15	0.55	43
40 福岡県	90.86	27	91.23	28	0.37	38
41 佐賀県	93.15	4	93.74	3	0.59	30
42 長崎県	92.46	11	92.72	11	0.26	40
43 熊本県	90.63	31	90.83	34	0.21	42
44 大分県	91.95	17	92.58	13	0.63	7
45 宮崎県	90.86	28	91.45	27	0.59	46
46 鹿児島県	90.43	33	90.85	33	0.42	41
47 沖縄県	92.68	9	93.49	7	0.81	12
全国	89.86	—	90.42	—	0.55	—

(出所) 国民健康保険事業年報

(注1) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。(小数点第2位未満四捨五入)

(出所) 国民健康保険事業年報

(注1) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。(小数点第2位未満四捨五入)

## 国民健康保険の改革による制度の安定化（公費拡充）

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充（約500億円）に加え、毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額（約3兆円）の1割を超える規模

※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

### <平成27年度から実施>

- 低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充（約1,700億円）

### <平成30年度から実施>（毎年約1,700億円）

- 財政調整機能の強化（財政調整交付金の実質的増額）
- 自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応  
（精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等）
- 保険者努力支援制度…医療費の適正化に向けた取組等に対する支援
- 財政リスクの分散・軽減方策（財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等）等

・平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成等（平成27年度200億円⇒平成29年度約1,700億円）

・平成30年度以降は、上記の項目に約1,700億円を配分

- あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図る。

## 1. 趣旨

- 財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に対し貸付・交付を行うことができる体制を確保する。

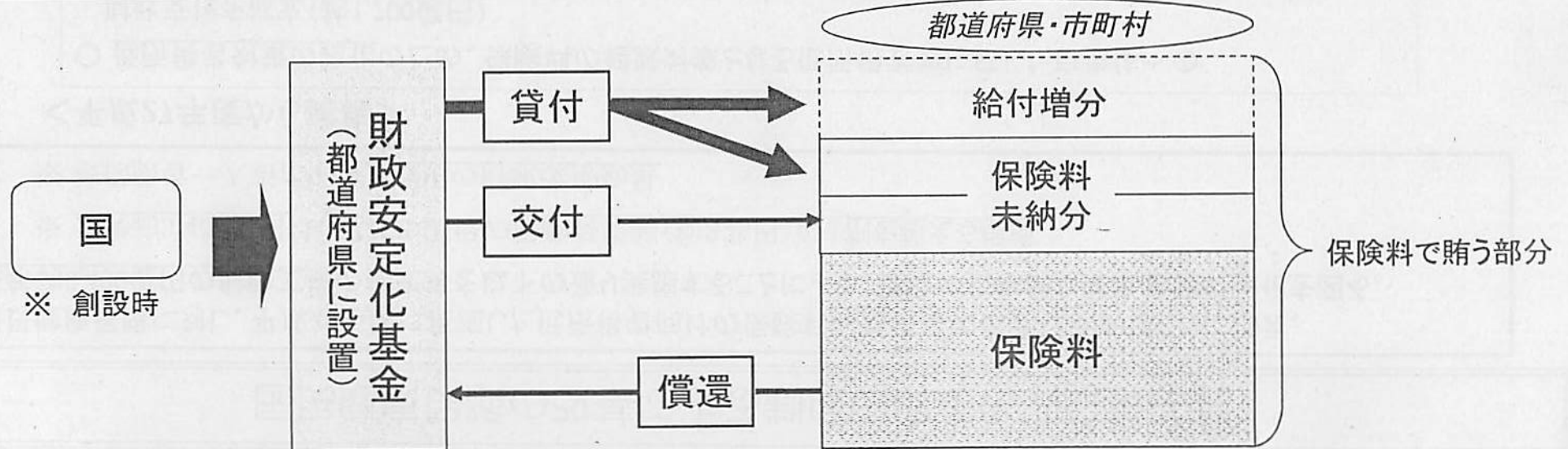
## 2. 内容

- 貸付・・・各年度、財源不足額を貸付。原則3年間で償還（無利子）
- 交付・・・特別な事情が生じた場合、モラルハザードが生じないよう留意しつつ、財源不足額のうち保険料収納不足額×1/2以内を交付

特別な事情に該当する場合 ……災害、景気変動等（詳細は、今後地方と協議の上、政省令で規定）

## 3. 基金規模等

- 2,000億円規模をめざし、国費で創設・順次積増しすることとし、平成27年度は200億円を措置。
- 交付分に対する補填は各都道府県が基金の適正規模を判断して決定。  
※国・都道府県・市町村（保険料。按分の在り方については引き続き検討）で1/3ずつ補填





# 国民健康保険の改革による制度の安定化（運営の在り方の見直し）

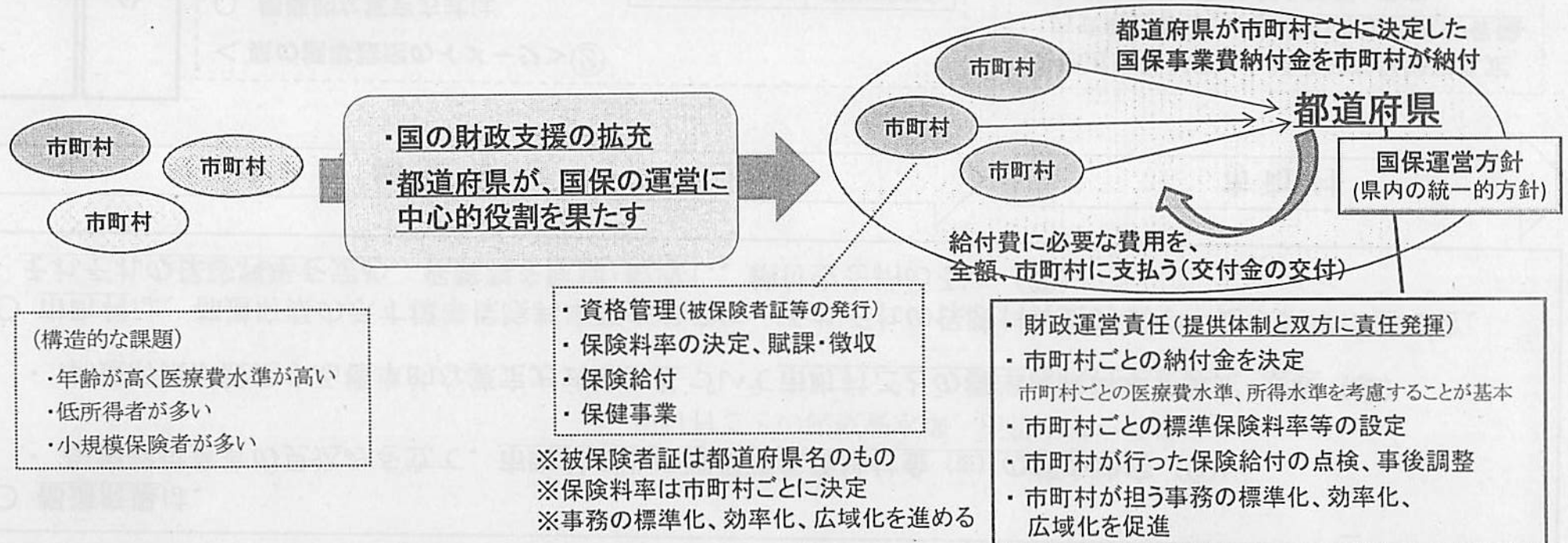
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営

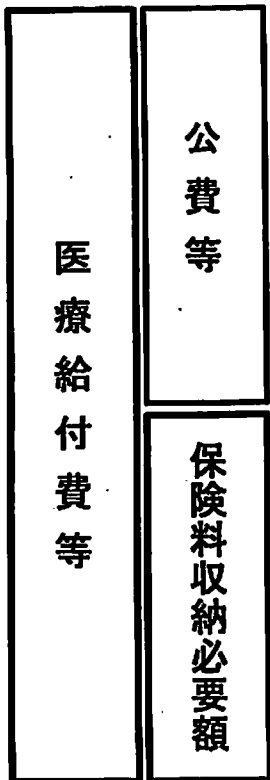
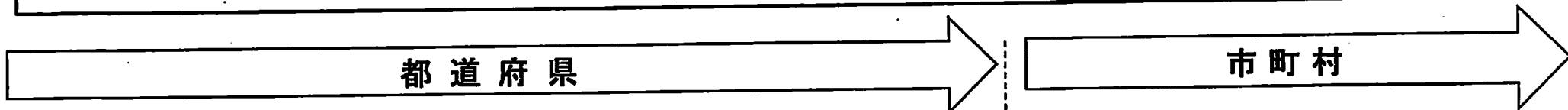
【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

- 都道府県は、
  - ・ 医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの国保事業費納付金 (※) の額を決定 (①)
  - ※ 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮
  - ・ 都道府県が設定する標準的な算定方式等に基づいて市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 (②)
- 市町村は、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。 (③)



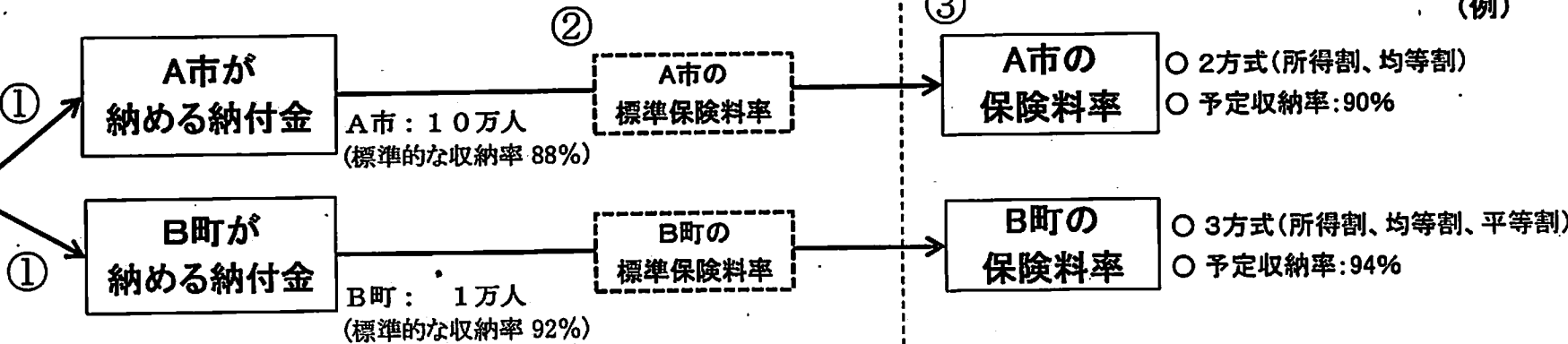
### < 県の標準設定のイメージ > ②

- 標準的な算定方式は3方式 (所得割、均等割、世帯割)
- 標準的な収納率は、市町村規模別に、右表のとおりとする。

被保険者数	標準的な収納率
1万人未満	94%
1万人～5万人未満	92%
5万人～10万人未満	90%
10万人以上	88%

- 都道府県が定めた標準的な保険料算定方式等を参考に、実際の算定方式や保険料率を定め、保険料を賦課、徴収

※市町村は、都道府県が設定する標準的な収納率よりも高い収納率をあげれば、「標準保険料率」よりも安い保険料率を設定できる。(収納インセンティブの確保)





# 改革後の国保財政の仕組み（イメージ）

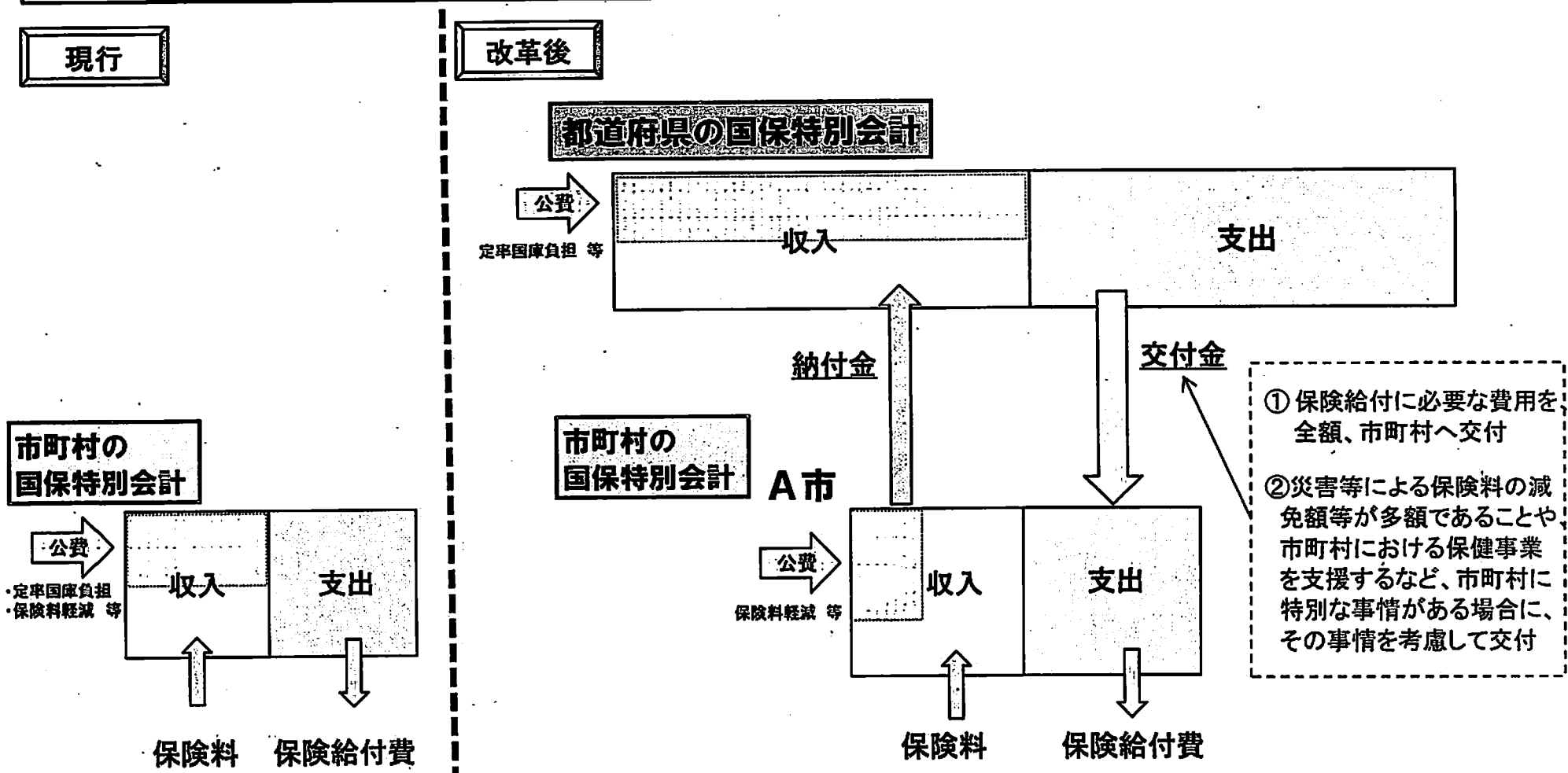
※詳細は引き続き地方と協議

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※ 都道府県にも国保特別会計を設置

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮



○ 都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進する。

※1 都道府県は、あらかじめ市町村の意見を聴いた上で、都道府県に設置する国保運営協議会での議論を経て、地域の実情に応じた国保運営方針を定める。

※2 厚生労働省は、地方と協議をしつつ国保運営方針のガイドラインを作成し、都道府県へ示す予定。

## ■ 主な記載事項

(1) 国保の医療費、財政の見通し

(2) 市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項

・標準的な保険料の算定方式、市町村規模別の標準的な収納率 等

(3) 保険料の徴収の適正な実施に関する事項

・複数の自治体による滞納整理事務の共同実施、収納担当職員に対する研修会の共同実施 等

(4) 保険給付の適正な実施に関する事項

・海外療養費の審査等の専門的な知見を要する事務の共同実施、保険医療機関による大規模な不正請求が発覚した場合における不正利得の回収に関する事項 等

(5) 医療費適正化に関する事項

・後発医薬品の使用促進に関する事項、医療費通知の共同実施 等

(6) 市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項

(7) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

(8) 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整

# 国保運営協議会について

※詳細は引き続き地方と協議

## ■ 改正後の国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

- 第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…保険給付、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(…(略)…）を審議することができる。
- 4 (略)

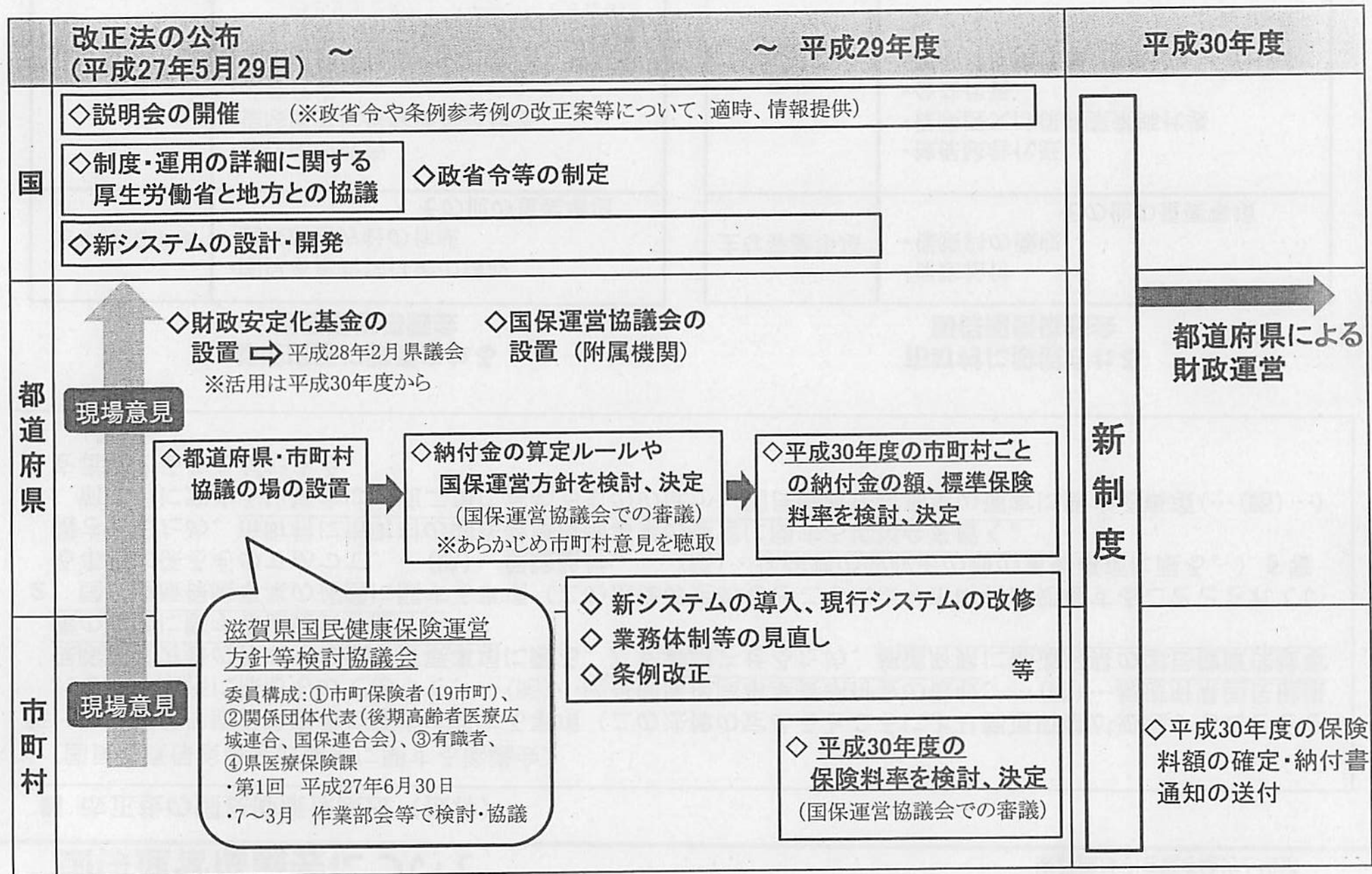
### 都道府県に設置される 国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保事業費納付金の徴収</li> <li>・国保運営方針の作成</li> <li>その他の重要事項</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者代表</li> <li>・保険医又は保険薬剤師代表</li> <li>・公益代表</li> <li>・被用者保険代表</li> </ul> <p>(*)「国民健康保険の見直しについて（議論のとりまとめ）」（平成27年2月12日国保基盤強化協議会）より</p>

### 市町村に設置される 国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険給付</li> <li>・保険料の徴収</li> <li>その他の重要事項</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者代表</li> <li>・保険医又は保険薬剤師代表</li> <li>・公益代表</li> <li>・被用者保険代表(任意)</li> </ul>

# 新制度の施行に向けた主な流れ（イメージ）



# 国保改革に係る平成27年度の主な進め方（国の取組）

	平成27年9月	12月	平成28年1月	3月
<b>財政運営等の仕組み</b> 国保事業費納付金 標準保険料率 保険給付費等交付金 等	国保基盤強化協議会事務レベルWG(以下「事務レベルWG」)において 国保事業費納付金、標準保険料率のあり方等について議論		国保事業費納付金、標準保険料率等の仕組み(案)を各自治体等に提示	仕組みの決定 関連政省令(案)を提示
	都道府県は、市町村との議論の場を設置し、財政運営や、市町村が担う事務の効率化・広域化等に関する議論の推進			
<b>国保運営方針</b>	事務レベルWGにおいて国保運営方針のガイドラインについて議論		国保運営方針のガイドライン(案)を各自治体等に提示	国保運営方針のガイドラインを決定
<b>国保運営協議会</b>	事務レベルWGにおいて国保運営協議会の詳細について議論		必要に応じ都道府県は28年度予算へ反映 国保運営協議会の詳細(案)を提示	関連政省令(案)を提示
<b>国保保険者標準事務処理システム</b>	国保保険者標準事務処理システムの開発範囲、要件定義等について議論		・28年度における各自治体のシステム対応について通知、調達仕様書の開示 ・国の28年度予算案の通知	各自治体における28年度予算への反映
<b>財政安定化基金</b>	・27年度財政安定化基金交付決定 ・財政安定化基金条例準則の提示	都道府県における対応 ・補正予算編成 ・条例制定	事務レベルWGにおいて、財政安定化基金のあり方について議論 国の28年度予算案の通知	都道府県における28年度予算への反映
<b>保険者努力支援制度</b>	保険者による健診・保健指導等に関する検討会において、保険者共通の取組について議論 上記検討会の状況を踏まえつつ、事務レベルWGにおいて国保固有の取組についても議論			・基本的仕組みの決定 ・保険者努力支援制度前倒しの考え方について提示

※ 上記のスケジュールは平成27年9月末時点の見込みであり、検討状況により変更がありうる。また、都道府県等の取組については、目安である。